

平成 28 年 5 月 26 日

第 2 回廿日市市議会議案説明書
(第 1 回臨時会)

廿 日 市 市

第2回廿日市市議会議案説明書目次

報告第 4 号	専決処分につき承認を求めることについて	1
報告第 5 号	専決処分につき承認を求めることについて	3
報告第 6 号	専決処分につき承認を求めることについて	5
報告第 8 号	専決処分事項の報告について	7
報告第 9 号	専決処分事項の報告について	9
報告第 10 号	専決処分事項の報告について	11
議案第 70 号	控訴の提起について	13

(報告第4号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市税条例等の一部を改正する条例)

(税制収納課)

1 専決処分した理由

地方税法の一部が改正され、固定資産税に係る改正規定が平成28年4月1日から施行されたことなどに伴い、廿日市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

- (1) 看護師、歯科衛生士等の養成所において直接教育の用に供する固定資産に係る非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定から独立行政法人労働者健康福祉機構を削除することとした。
- (2) 熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税の減額を受けようとする者は、国又は地方公共団体から補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の額を申告しなければならないこととした。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととした。
- (4) 施行期日

平成28年4月1日

3 専決処分年月日

平成28年3月31日

4 根拠法令

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める

とき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

- ③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならぬ。

(報告第5号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例)

(税制収納課)

1 専決処分した理由

地方税法の一部が改正され、都市計画税に係る改正規定が平成28年、4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

- (1) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が一定の業務の用に供する固定資産に係る都市計画税について、最初の5年間は課税標準を価格の3分の1とし、その後の5年間は課税標準を価格の3分の2とする特例措置を講じることとした。
- (2) 景観法の規定により指定を受けた景観重要建造物のうち世界遺産一覧表に記載された一定の固定資産に係る都市計画税について、課税標準を価格の3分の1とする特例措置を講じることとした。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととした。
- (4) 施行期日

平成28年4月1日

3 専決処分年月日

平成28年3月31日

4 根拠法令

報告第4号説明書に同じ。

(報告第 6 号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(保 険 課)

1 専決処分した理由

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税に係る改正規定が平成28年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 基礎課税額（医療保険分）及び後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金分）に係る課税限度額を次のとおり改正することとした。

区 分		改 正 前	改 正 後
課税限度額	基礎課税額 (医療保険分)	520,000 円	540,000 円
	後期高齢者支援金等課税額 (後期高齢者支援金分)	170,000 円	190,000 円

(2) 低所得者に係る保険税軽減判定所得を次のとおり改正することとした。

区 分	改 正 前	改 正 後
5割軽減 判定所得	基礎控除額（33万円）+ 26万円×（被保険者数+ 特定同一世帯所属者数）以 下	基礎控除額（33万円）+ 26.5万円×（被保険者数 +特定同一世帯所属者数） 以下
2割軽減 判定所得	基礎控除額（33万円）+ 47万円×（被保険者数+ 特定同一世帯所属者数）以	基礎控除額（33万円）+ 48万円×（被保険者数+ 特定同一世帯所属者数）以

下 下

(3) 施行期日

平成28年4月1日

3 専決処分年月日

平成28年3月31日

4 根拠法令

報告第4号説明書に同じ。

(報告第8号)

専決処分事項の報告について
(工事請負契約の変更について)

(契 約 課)

1 専決処分した理由

平成28年議案第58号により契約を締結することについて議決を得た宮島小中一貫校屋内運動場改築工事の請負契約については、労務単価の変更に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

現請負金額	変更請負金額	増加額
646,380,000円	648,153,360円	1,773,360円

3 専決処分年月日

平成28年4月21日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第3号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により議会の議決を得た契約について、請負金額の増額又は減額が当該請負金額の100分の5を超えない変更契約を締結すること。

(報告第9号)

専決処分事項の報告について

(委託契約の変更について)

(消防本部)

1 専決処分した理由

平成26年議案第64号により契約を締結することについて議決を得た広島都市圏消防救急デジタル無線装置等整備の委託契約については、広島市が発注した無線装置等整備の入札において差金が発生したことなどに伴い、委託金額を変更する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

現委託金額	変更委託金額	減少額
470,821,090円	456,390,061円	14,431,029円

3 専決処分年月日

平成28年3月31日

4 根拠法令

報告第8号説明書に同じ。

(報告第10号)

専決処分事項の報告について
(損害賠償の額を定めることについて)

(下水道課)

1 専決処分した理由

平成28年3月30日下水道建設課の職員が、市役所での用務を終え、
廿日市衛生センターへ戻るため、公用車を運転して市庁舎駐車場から市
道榎之窪1号線に出るため右折した際、左方向から直進してきた小型乗
用自動車と接触し、同車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償
額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分
したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 280,774円

3 専決処分年月日

平成28年5月23日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、
その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長におい
て、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長
は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第4号 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を
決定すること。

5 参照法令

民法

第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

控訴の提起について

(課 税 課)

1 提案の要旨

平成 26 年 12 月 10 日原告株式会社天朋は、原告所有の物件目録記載の各土地に対する市長の価格の決定に係る評価誤りによる違法な賦課決定により損害を受けたと主張して、国家賠償法第 1 条第 1 項の規定により、当該賦課決定により市に納付した平成 26 年度の固定資産税及び都市計画税のうち 120 万 4,000 円及び同日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払うよう大阪地方裁判所に訴えを提起していたところ、平成 28 年 5 月 18 日に「1 被告は、原告に対し、36 万 8,100 円及びこれに対する平成 26 年 12 月 10 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。2 原告のその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用は、これを 10 分し、その 7 を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。」との判決の言渡しがあった。

しかしながら、この判決の事実認定及び法律解釈に誤りがあり、不服であるので控訴しようとするものである。

2 根拠法令

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものと除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものと除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

